

2025年7月17日
公立大学法人大阪

懲戒処分 of 公表について

このたび、本法人において重大なセクシュアル・ハラスメント事案が発生いたしました。被害を受けられた職員をはじめ、関係者の皆様に対しまして、心よりお詫び申し上げます次第です。

法人といたしましては、今回の事案を深刻かつ重大な事案であると厳粛に受け止め、被害を受けられた職員の心身のケアと権利擁護に最大限配慮するとともに、行為者に対して下記の通り厳正に対処いたしました。

あわせて、再発防止および信頼回復に向けた取り組みを迅速かつ着実に進めてまいります。

記

1. 被処分者

本部事務機構所属の部長級職員(男性)

2. 処分内容

懲戒解雇

(根拠規定 公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則第40条第1項第5号、第6号及び第8号)

3. 処分発令日

2025年7月14日

4. 事案概要

当該職員は、2025年1月上旬、下位の職階にあたる女性職員に対し、同職員の意に反する性的な言動を行った。このことについて、本法人のハラスメント調査委員会が調査を実施した結果、セクシュアル・ハラスメントに該当する事実認定がなされた。

5. 法人としての対応

・法人役員については、報酬の自主返納を実施

理事長(月額報酬10分の1相当額を2か月分返納)

理事(総務・人事等担当)(月額報酬10分の1相当額を1か月分返納)

・当該職員の管理監督者については、厳重注意処分を実施

6. 再発防止に向けた取り組み

管理職層を対象としたハラスメント防止研修の強化をはじめ、全教職員へのコンプライアンス意識の再徹底などを速やかに実施してまいります。あわせて、組織全体として、すべての教職員が安心して働ける職場環境の維持に努めるとともに、ハラスメントの根絶に向けた取り組みを一層強化してまいります。

〈本件の問い合わせ先〉

本部事務機構人事戦略部人事労務課(大阪公立大学)

(TEL:06-6967-1824)

[〈本件に関する理事長コメント〉](#)

(参考)

○公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則(抄)

(懲戒の事由)

第40条 有期雇用教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき